最終更新日：2019年12月23日

株式会社global bridge HOLDINGS
代表取締役社長　貞松　成
問合せ先：03-6284-1671
証券コード：6557
https://globalbridge-hd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、保育事業や介護事業といった公共性の高い事業を営んでおります。このため、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ安全なサービスの提供を行うとともに、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えるため企業価値の向上を図ることが求められ、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。このような認識に基づき、当社グループは、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的な情報開示を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	1,064,550	43.57
貞松　成	393,300	16.10
social investment株式会社	217,600	8.91
SMBCベンチャーキャピタル株式会社	20,550	0.84

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、直前事業年度末の株主名簿に当事業年度に発生した新株予約権の行使及び上場に際する公募・売出並びに貸株取引を反映させたものとなっております。なお、公募・売出によって新規に株式を取得された株主の中で上位10位に入る株主が生じている可能性がありますが、そちらは反映しておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野口　洋	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口　洋	○	-	保育業界での上場会社の代表取締役社長経験を有し、業界に精通しております。 また、公認会計士であり、専門家としての経験を有しております。 このため、多方面から当社経営に対する監督を行うことができると判断しております。 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、社外役員に就任いただくとともに、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務の健全性及び財務報告の適正性を確保するために、PwCあらた有限責任監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結するとともに、同監査法人を会計監査人としております。三様監査として、同監査法人による監査方針や監査実施結果については、定期的に監査役及び内部監査人との協議会において共有を行っております。また当該協議会では、監査役及び内部監査人の監査方針と監査結果の報告並びに入手情報の共有を行い、それぞれの監査に資するように努めております。

内部監査については、内部監査人が、当社グループの全部門及び運営施設を対象に内部監査を実施しており、監査結果については、監査役にも共有を行うとともに必要に応じて適宜助言を受けております。

監査役は、当社監査役監査基準に基づき、監査役会にて監査方針と分担を定め、取締役会等の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。また、実効性の高い監査を行うため、監査法人並びに内部監査人と定期的な協議会を開催し、会計監査及び内部監査の状況について情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村　正哲	弁護士													
宮本　明男	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村　正哲	○	-	同氏は弁護士であることから法務に関する高い見識を有しており、当社の監査に活かして頂けるものと判断したことから、社外監査役に選任しております。また同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

宮本　明男	○	-	同氏は公認会計士であることから会計･税務に関する高い見識を有しており、当社の監査に活かして頂けるものと判断したことから、社外監査役に選任しております。また同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員等の経営参画意識を高め、将来の業績向上に対する意欲を向上させることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとにそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえで取締役会から一任を受けた代表取締役が決定しております。各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を確認のうえ監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役ならびに社外監査役に対するサポートは管理部を中心に行っており、日常的な情報共有に努めております。また特に重要な取締役会議案については十分な検討が行えるよう、資料の事前配布及び事前報告を行うとともに、社外取締役ならびに社外監査役からの事前の問い合わせにも対応できる体制を整備しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会
当社の取締役会は、取締役4名 (うち社外取締役1名) で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議･決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

(2) 監査役会
当社の監査役会は、監査役4名 (うち社外監査役2名) で構成されており、毎月監査役会を開催しております。監査役は、取締役会をはじめとする

重要会議への出席、取締役等からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。また三様監査として、内部監査人並びに会計監査人との定期的な報告会を通じて情報・監査結果を共有するとともに、必要に応じて随時相談・協議を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、保育事業や介護事業といった公共性の高い事業を営んでおります。このため、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ安全なサービスの提供を行うとともに、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えるため企業価値の向上を図ることが求められ、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。
当社グループでは、当社事業に精通した業務執行取締役及び豊富な経験と高い見識を有する社外取締役で構成される取締役会が会社経営にかかる重要な意思決定を行い、法律並びに会計に精通した社外監査役を含む監査役4名がそれぞれ独立した立場から取締役の職務執行を監査しております。当社は当該体制が経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。
その他	-

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRサイトにて公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、個人投資家向けに定期的説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトにて公表を予定しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部をIR担当部署としております。	
その他	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主の皆様やご利用者様をはじめとするステークホルダーに対し、会社の状況を適時に開示することは上場企業としての責務であると認識しております。 このため、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを定め、すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社Webサイト上のIR情報ページの充実など、ステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを定め、すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	-

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムに整備に関する基本方針を定め、主管部署を管理部とし、業務の適正を確保するための体制の整備･運用をしております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1.当社グループは、取締役及び従業員が法令及び社会通念などを遵守した行動をとるために「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を作成し、取締役及び従業員に周知し、法令、定款及び反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針です。

2．コンプライアンスに関する活動を推進するため、当社グループでは、取締役及び内部監査人で構成したコンプライアンス委員会を設置しております。全体に関する統括責任者として代表取締役を委員長に任命し、コンプライアンス体制の構築･維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門責任者が連携してあたります。また、コンプライアンス活動の調整窓口として、管理部にコンプライアンス委員会事務局を設置しています。

3．内部監査担当を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況などについて監査役会、会計監査人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

4.「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令･社内規程などに基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理･保存しております。

c．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「危機管理規程」を作成し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織に発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。また、業務分掌及び職務権限を整理し、効率的な業務執行ができる体制を構築しております

e．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。

2．子会社の取締役には、当社の監査役以外の者若しくは従業員が就任するとともに、当社から監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における該当使用人に関する事項

当社は監査役からの求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する方針です。

g．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命･異動･人事考課については、監査役の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実行性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査役が実施することとしております。また、使用人の業務結果等は常勤監査役へ直接報告するものとし、それを常勤監査役が代表取締役へ報告するフローを構築しております。

h．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1.監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を受けております。

2.取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。

3.取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制を構築しております。

4.取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとしております。

Ⅰ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行が円滑に行われるようにするため、一定の基準を定め、常勤監査役に直接の決裁権限を付与しております。また、前払についても事前申請の上で認めております。

J. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは内部監査人、弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。

K. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、経理規程及び各種管理規定を設け、適切な会計処理を行えるように努めております。

L. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なも

のと認識しております。
　社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は、「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議及び研修等の機会にその内容の周知徹底を図っております。また、保育事業を営む企業として、反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に準じて反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

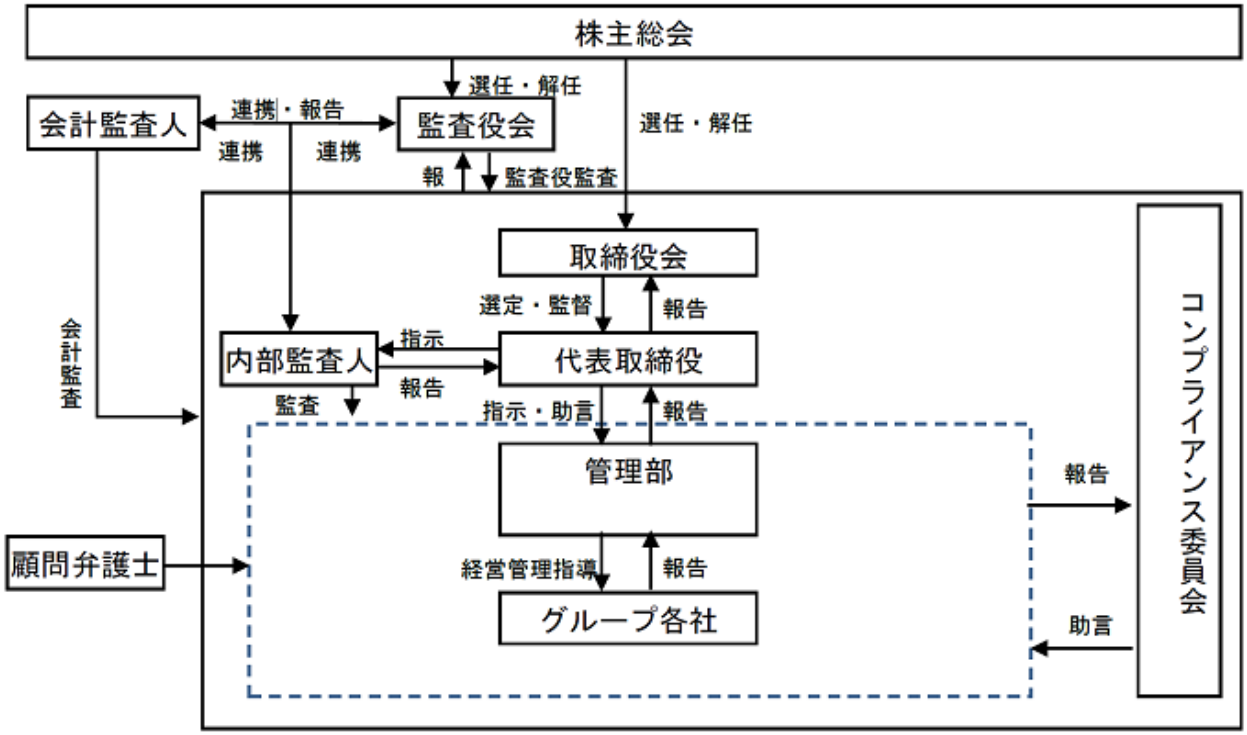
―

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。
今後も、経営の効率性及び健全性をさらに高め、透明性の高い経営管理体制を構築することを通じて企業価値の最大化を図ってまいります。

【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

